

大東監告示第2号

学校教育政策部に対する定期監査等の結果について

地方自治法第199条第1項及び同条第2項の規定により定期監査等を実施した
ので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和6年4月4日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 水落康一郎

【担当 監査委員事務局】

令和5年度 第3回 定期監査等の結果報告

1. 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項の規定により、本市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、大東市監査基準（令和2年大東監第5号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の対象

監査の対象は、学校教育政策部（指導・人権教育課、教職員課、ICT教育戦略課、教育研究所）が所管する令和5年度の事務及び事業全般とした。

3. 監査の期間

令和5年12月20日から令和6年3月21日まで

4. 監査の着眼点

本監査は、大東市監査基準に基づき、例規に合致しているか否かのほか、その成果や効果等を分析し、経済性・効率性・有効性の観点から、市民の視点に立ち検証を行った。なお、令和5年4月24日から文書管理・電子決裁システムが本格稼働したことに伴い、円滑かつ適正に決裁処理が行われているかどうかについても検証を行った。

5. 監査の実施内容

大東市監査基準に基づき、学校教育政策部の各課が所管する令和5年度の事務事業について、文書管理・電子決裁システムに登録された起案書等のデータの開示並びに紙媒体で作成された帳簿及び文書の提出を求め、これらを基に文書を作成した部署から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行について監査を行った。

6. 監査の結果

概ね適正に事務が執行され、最少の経費で最大の効果をあげるよう努めていたが、一部に是正すべき事項があったので、下記のとおり指摘を行う。

(1) 起案書の追加記載について

「令和5年度部活動地域移行モデル実施に係る指導者（メディア部）の配置に伴う報酬および費用弁償の支出について」及び「日本語指導要員の派遣に伴う保険料の支出について」の起案書においては、決裁終了後、改めて報償費の対象となる人物を追加記載し、支出負担行為の変更を行っている。本来は別途追加起案を行い、決裁をとるべき事案であるにも関わらず、起案書の捏造にあたるような取扱いとなっている。起案者の責任は当然のこと、上司も支出負担行為の更正で不適切な取扱いに気づくべきであり、当該課の職員全体の事務処理能力の引き上げが急務である。

(2) 調定や支出負担行為の重複について

源泉所得税収納の調定や報償費の支出負担行為において、重複しているケースが2つの課で少なからず見られた。歳計外現金は歳計現金ほどのチェックがかからないことや、支出負担行為が重複しても支出しなければ実損がないことから、重複されたままになっているものと思われるが、定められた方法に忠実に適正に取り扱われたい。

(3) 随意契約について

随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当する必要があるが、その理由に曖昧な点が残るケースがある。「部活動地域移行モデル実施に伴うコミュニケーションツールシステム」や「資産管理用ライセンス」の導入において、同システムを取り扱う事業者が唯一ということで2号随契としているが、同システムの採用に至った経過の記述が欠けている。「採点システム」においても当該システムの試用に至る経過は記載されているが、他者製品との比較が文書に記載されていない。宿泊行事に係る労働者派遣業務において、1号随契としているが複数見積を聴取した形跡がない。ソフトウェアは、一旦導入すると変更時に支障が生じたり、コストが嵩んだりするため、他のソフトウェアへの変更が難しく、それに接続するソフトウェアを含めて、随意契約を多用する傾向がある。実際に今回の定期監査の対象とした部でも随意契約が多用されており、特定の事業者との契約が多くなっている。今の手続が違法とは言えないが、市民から疑念を持たれることのないよう、適正な契約事務の執行に最大限対応していただきたい。

(4) 収納について

児童・生徒に貸与しているACアダプタの破損、紛失等に対する実費弁償について、当初の請求後、長期間放置されていると思われるケースが見られる。督促、催告を実施し、適正な収納事務を実施されたい。又、学力向上ゼミは、公益社団法人全国学習塾協会に事業の実施を委託しており、受講料の収納を同協会が派遣した講師が行っている。受講料は調定を上げ、その金額を収納しているが、そもそも受講生個々の受講料決定の起案が行われていない。更に地方自治法施行令第158条に定められた私人への公金収納の委託手続が行われていないし、受講料は同条第1項各号に定められた私人への公金収納の委託が可能な収納に合致することには疑問がある。早急に収納手続の適正化を検討・実施されたい。

(5) 資金前渡について

資金前渡制度は、資金前渡を受けた者が裁量をもって支払いができる比較的使いやすい制度であるため、法令によって使える範囲に制限が設けられている。部活動地域移行モデル実施における大阪府及び北河内地区の中学校体育連盟への登録費は、会計規則第41条に列挙された条件に合致しない。法令に資金前渡が許可された事案であっても、行政改革や職員の不正防止の観点から極力、職員が現金を取り扱うことは避けるよう工夫されたい。

7. 監査委員意見

現在の教職員の就労環境は非常に過酷とされている。学校教育政策部は、市内の小・中学校において、本市の未来を担う児童・生徒に、職員が児童・生徒に対する教育効果を最大限に発揮できるようソフト面から支援及び指導を行うとともに、教育活動が円滑に行うことができるよう情報機器など教育環境の整備を担う重要な組織であり、多忙な業務を抱えている。

上記事項でも一部触れたが、文書管理・電子決裁システムにおいて、起案書の内容が「伺い文」で把握できないもの、内容を理解するのに必要な添付文書が不足しているなど、不適当なものが指導主事を構成員とする部署で多数あった。又、システムで起案が可能であるにもかかわらず、紙文書で起案しているものや、文書番号を自動

付番しているにもかかわらず、文書番号を使わず「事務連絡」としているものも少なからず見られた。学校現場から事務部門に異動して間もなく、事務処理には不馴れであるかもしれないが、指導・監督する立場の職員を含めて文書事務を担当する部署の方針に従い、適正な文書処理の励行に努められたい。

定期監査は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的としている。各部署の事務執行において、これまで正しかった方法が常に正しいとは限らない。事務職としての経験が短い職員にあっては、適正な処理がどういうものか判断することは難しいと思うが、常にどうすれば事務を改善できるか。教職員が児童・生徒に対して充実した教育を提供するためにはどのように行動すればよいか。このことを念頭に置き、管理職がそれを率先して行動で示し、それぞれの職場において、常にどうすれば事務を改善できるか。それを各職場にどうやって波及、定着させるか。これをそれぞれが各職場で実践していただきたい。